

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国税徴収法又は地方税法に基づく徴収職員等への日本郵便株式会社が保有する郵便転送情報の提供を可能とすること

提案団体

階上町、八王子市

制度の所管・関係府省

個人情報保護委員会、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

滞納者等の所在をより円滑に把握するため、国税徴収法第 146 条の2又は地方税法第 20 条の 11 に基づく、徴収職員又は徴税吏員(以下「徴収職員等」という。)から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説」で明確化すること。

具体的な支障事例

【支障事例】

当町では、町税等の滞納者が住民票を移動させずに転出している場合があり、電話連絡や住所地の訪問、戸籍等の利用をもってしてもなおその所在を特定することが困難になっている事例が存在する。当該事例において、ある滞納者の住所地へ特定記録により書類を郵送したところ、住所地以外へ転送された形跡があったため、所管郵便局に対して、私書箱使用の有無及び転居届の記載内容を照会したが、個人情報保護法及び郵便法の規定による守秘義務の関係から回答不可とされた。

【制度改正の必要性】

上記事例にあつては、後日、滞納者から当町へ転出届が提出されたため所在を特定することができたが、所在特定までおよそ7か月を要すこととなった。

【懸念の解消策】

国税徴収法第 146 条の2又は地方税法第 20 条の 11 に基づく、徴収職員等から日本郵便株式会社への協力要請に応じて、郵便の転送情報を提供できるようにするとともに、その内容を「郵便事業分野における個人情報に関するガイドラインの解説」で明確化する。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

滞納者等が住民票を移動させずに転出している場合であっても、実生活に必要性の高い郵便物については転居届の手続きを行っている可能性が高く、郵便の転送情報の提供を受けることにより滞納者等の所在をより円滑に把握することができ、該当者と速やかに接触できるようになるため、滞納整理事務の効率化と直接交渉による納税の履行につながる。

根拠法令等

国税徴収法第 146 条の2
地方税法第 20 条の 11
個人情報の保護に関する法律第 23 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県、いわき市、ひたちなか市、栃木県、前橋市、高崎市、福井市、山梨県、長野県、上田市、三島市、御殿場市、半田市、豊田市、名張市、宇陀市、山陽小野田市、香川県、高松市、長崎市、山鹿市

○当市においても、住民票を移動させず、市内別住所へ転居又は市外へ転出していると思われるケースが存在する。居住実態がないのに郵便物は返戻とならないため、郵便局へ転送先照会依頼を実施しても個人情報のため回答不可とされる。検索や訪問等により、本人の現状確認や、滞納税の徴収の可能性も捨てきれないことから、郵便の転送情報の提供を受けることにより、該当者との接触可能性を高め、今後の方針を早期に立てることにより、事務の効率化と納税の履行につながると考える。

○当県においても同様の事例があるため、郵便の転送情報の提供を受けることにより、滞納整理事務の効率化等につながると見込まれる。

○当市でも同様の事例がある。所管郵便局に対し転送先の住(居)所の照会をしたが、「郵便法第8条の規定により回答不可」とされた。また「転居届の有無及びその記載内容について、届出人(代理人を含む)からの照会には可能な範囲で回答するが、その余は法定に基づく照会であっても、回答は差し控えることとしている」と申し添えがされた。本人に何らかの事情がある、又は意図的に住民票の異動届をせず、郵便局へのみ届出している場合、郵便は届くが滞納解消には至らないことがある。住民票の異動をすることなく、本人確認が必要な手続きや、財産形成等を継続することができる状態となっている。生活の実態がある住(居)所を把握することは、滞納者との接触や、調査、処分に欠かすことができない。転送届の有無、転送先情報は、滞納整理事務に重要な情報であり、事務の効率化につながる。

○追跡調査の可能性が広がることにより、速やかに交渉を進めることが可能になることから、有効であると考えられる。

各府省からの第1次回答

郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン(平成29年総務省告示第167号)第13条第10項においては、「事業者は、個人データを第三者に提供するに当たっては、信書の秘密の保護に係る郵便法第8条その他の関連規定を遵守しなければならない。」と規定しています。

これに関し、同ガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において「法律上の照会権限を有する者からの照会がなされた場合であっても、信書の秘密等に該当する事項については、原則として提供することはできないと考えられる」としており、御提案の滞納者等の所在把握のための郵便の転送情報の提供については、慎重に対応すべきと考えています。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国税徴収法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく協力要請は、適正な税務行政の運営確保に不可欠な役割を担っており、行政目的を阻害せず、業務上支障がないものについては、守秘義務を理由に協力を拒否することはできないであろうとの考えから、要請を受けた官公署等からの資料提供等の協力を得られることが期待されているものである。

転居届に係る照会については、平成29年6月30日、名古屋高等裁判所の判決(差戻審)において、個々の郵便物の内容についての情報ではなく、住居所に関する情報であって、憲法21条2項後段の「通信の秘密」や郵便法8条1項の「信書の秘密」に基づく守秘義務の対象となるものではないとの判断がなされている。

また、平成28年10月28日第三小法廷判決において、転居届に係る情報は郵便法8条2項にいう「郵便物に関して知り得た他人の秘密」に該当するとあるが、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説において、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する、郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能と考えられる。」とあり、続けて、空家等対策の推進に関する特別措置法第10条第3項に基づく郵便の転送情報の照会が例として挙げられている。

憲法により国民に義務付けられている納税義務を果たし、公平性を確保するためにも肝要であることをご理解いただき、空家等対策と同様の取扱いとなるよう前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【豊田市】

地方税は地方自治体の財政の根幹を成し、地方税の賦課徴収業務は、日本国憲法が保障する地方自治の本旨並びに納税の義務を担保する極めて公益性の高い業務である。

地方税の賦課徴収に関する書類(以下「書類」という。)は、納税者に送達することが義務付けられている。これは、書類の送達によって賦課徴収の効果が生じ、同時に、納税者は内容を了知し、不服申し立ての機会を得ることとなるからである。

通常、書類は住民登録地に送付するが、明らかに住民票登録地に居住していないことを把握しても、郵便の返戻がされない場合がある。郵便の転居届の利用が推定されるが、現状は回答されないため確認することができない。

税の公平性確保の観点から、税の賦課徴収において生活の実態がある住(居)所を把握することは欠かすことができない。回答が得られれば、本人との接触機会の確保や、生活状況の把握、滞納処分が可能となる。

また、郵便法8条により守秘義務を負っているとあるが、地方税の賦課徴収業務に携わる職員も、地方税法22条により地方公務員法に加重した守秘義務を別で負っている。照会により得た情報は厳重に扱われることとなる。双方が守秘義務を負っており、守秘義務を理由に一律拒否するのではなく、照会事項の秘匿性の程度や、国民の権利救済の実現のための必要性の程度等を踏まえた比較衡量によって、拒否することが正当であるか判断をお願いしたい。租税の賦課徴収という極めて公益性の高い業務に係る照会については、一律拒否ではなく、回答できる方法を検討しその手段を提示していただきたい。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

「転居届に係る情報」は、郵便法(昭和22年法律第165号)第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密に該当するものであり、その扱いについては、郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドラインの解説(令和2年3月1日総務省)において、「信書の秘密等に該当する事項のうち、郵便法第8条第2項に規定する郵便物に関して知り得た他人の秘密については、比較衡量の結果、それらの情報を用いることによる利益が秘密を守られる利益を上回ると認められたときには、第三者提供が可能となると考えられる」としています。

他方、「比較衡量」の結果、第三者提供が可能となるかどうかの判断については、郵便物に関して知り得た他人の秘密の扱いについて、個別のケースごとに検討を重ねる必要があり、提供が可能なケースとして「国税徴収法第146条の2及び地方税法第20条の11の規定に基づく協力要請」が含まれるかどうかについても、関係各省や専門家等の意見を交え、慎重に検討するべきと考えています。

「デジタル時代における郵政事業の在り方に関する懇談会」最終報告書(令和3年7月21日公表)において、日本郵政グループ・郵便局が保有するデータについて、公的分野も含めた活用が提言されたことを受け、有識者等で構成する検討の場を設置することとしており、税の賦課徴収における転居情報の利用についても、郵便局が保有するデータの活用ケースの1つとして、提供の可否や条件等について、検討を行ってまいります。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【財務省】

(2)郵便法(昭22法165)、地方税法(昭25法226)、国税徴収法(昭34法147)及び個人情報の保護に関する法律(平15法57)

地方税に関する調査について必要があるときに行う事業者等への協力要請(地方税法20条の11(同法に基づき国税徴収法に規定する滞納処分の例によって行われる協力要請を含む。))として徴税吏員が日本郵便株式会社に郵便の転送情報の提供を求める場合の取扱いについては、郵便法8条2項に定められた郵便物に関して知り得た他人の秘密に係る守秘義務に留意しつつ、当該情報提供の可否について検討し、令和4年夏までを目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:個人情報保護委員会及び総務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

24

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業農村整備事業に係る事故繰越しの事務手続きの簡素化

提案団体

福島県、茨城県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

補正予算等で措置された農業農村整備事業(翌債)に係る事故繰越しの事務手続きについて、簡素化を求める。

具体的な支障事例

令和2年度も大型の第3次補正予算が成立したが、予算の成立時期が遅いため、当県としては当該年度及び翌年度で執行(翌債)できることを見込んだ上で予算編成を行ってはいるものの、入札不調などにより工期が確保できず、事故繰越しせざるを得ないケースがある。

特に当県の場合、農業農村整備事業に関して、土質や湧き水など当初想定しえない現場条件が着手後明らかになり工事期間に不測の日数を要するケースや、予算編成後に広域的に被害をもたらす突発的な災害(豪雨など)が発生し、建設業者が災害復旧事業を受注した結果、建設業者の確保が困難となり、工期が遅延するケースなどが生じている。

こうしたケースでは、当県に帰責事由があるとはいえないにもかかわらず、特に補正予算の成立時期が遅い場合には、執行が間に合わず、事故繰越しが発生してしまう。令和元年度分の事故繰越額としては、予算額の約4分の1を占めており、令和2年度分については、予算額の約半分が事故繰越しせざるを得ない可能性があると思込んでいる。

事故繰越しの承認を受けるにあたっては、財務局から13種類の書類の提出が求められており、特に「事故が避け難いことを疎明する資料」や「工程表」等の作成に労力を要し、事務量が膨大となることから、添付書類の省略など簡略化を望む。

なお、翌債承認に加え、災害復旧・復興事業の事故繰越しについては簡略化されているところであり、年度末の補正予算による補助事業のように事故繰越しの可能性が高いものについても、災害復旧・復興事業と同様の事故繰越し手続の簡略化を求めるものである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

時間のかかる書類作成や整理を減らすことができれば、行政の負担軽減も見込まれるとともに、事業の円滑な進行により、農業農村地域の基盤整備に資する。

根拠法令等

財政法第42条、第43条
繰越ガイドブック

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

四日市市、滋賀県、大阪府、大分県、宮崎県、延岡市

○令和2年度の国の3次補正予算は2月県議会で補正を計上したが、成立時期からほとんどを未契約による繰越をせざるを得ない状況である。契約後に生じる自然災害等による不可抗力等により、令和3年度末までの繰越工期の延期（事故繰越）を余儀なくされるケースが想定される。地域のニーズにこたえるための農業農村整備事業の円滑な執行のためには、事故繰越は必要であるが、事務手続が膨大であり、当県においても同様の支障が生じている。近年の状況は下記のとおりであるが、令和2年度予算については、予断を許さない状況である。

事故繰越発生状況

令和元年度予算：1件

平成30年度予算：1件

○国では経済対策に伴う補正予算は令和3年度当初予算と併せて15か月予算として打ち出しているが、現場着手後、想定外の出来事により工事期間に不測の日数を要するケースが多く繰越をせざるを得ない場合もある。しかしながら、事故繰越の手続きは書類の数も多く事務量が膨大となっていることから、添付書類の簡略化を望む。

○当県の農業農村整備事業も、令和3年度の実質予算の約5割を補正予算が占める状況である。近年、幸いにも事故繰越が発生した事例はないものの、提案県と同様、不調不落が増加傾向にあり、また想定し得ない案件が発生する可能性も否めないことから事故繰越が発生する可能性が否定できない。

○当県では、災害や公共工事の集中を起因とした入札不調等の避けがたい事由による事故繰越が例年発生しており、今年度は大型補正と災害復旧工事の本格稼働により、例年以上の事故繰越の発生が想定される。災害復旧以外の事故繰越の承認申請にあたっては、原則事故繰越する地区ごとに、繰越調書、理由書、工程表、経緯書その他財務局が指定する書類を作成する必要があるが、これらの書類の作成に労力を要し、事務量が膨大となるほか、膨大な資料を審査する財務局の審査事務も負担となると思われるため、提出書類の省略などの事故繰越手続きの簡略化を希望する。

各府省からの第1次回答

農業農村整備事業においては、営農に支障をきたさぬよう、かんがい期（一般的に4月～9月）をはずして事業を実施しなければならないこと、また、近年の異常気象（豪雨、台風、地震など）により予算繰越しの件数が増加傾向にあることから、今回の要望を踏まえ、関係省と調整し、必要な対応を検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

農業農村整備事業の特色をご理解いただき、事業執行を円滑に進めるためにも、関係省間での調整・検討を早急に行い、重複する内容の書類の省略を認めるなど、事故繰越手続の簡素化について、令和2年度補正にかかる事故繰越手続から導入していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

ご提案の事故繰越しにかかる事務手続については、現状において重複する内容の書類は求めているものと思料する。

なお、本来個別具体的な説明を求めるべきところ、審査表や工程表などの申請書類作成では記載例を示すなどして事務負担の軽減を図ってきており、現在の提出資料及び記載事項は繰越承認行為における必要最低限な情報であると考えられる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【財務省】

(10)食料・農業・農村基本法(平11法106)

農業農村整備事業において、財政法(昭22法34)42条ただし書に基づき、避け難い事故のため繰越しを必要とするときの提出書類については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、必要最小限のものとするよう、改めて地方農政局等に令和3年度中に通知する。

(関係府省:農林水産省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

30

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

間接補助金の交付完了日の見直し

提案団体

豊川市

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

間接補助金として補助を行う事業の場合、年度末までに補助金の交付を完了しなければならないとされており、年度末までに間接補助事業者等が事業を行う必要がある場合、現状の交付手続では十分な事業期間を確保できず、補助制度の目的の達成及び期待する効果を上げることの妨げとなっていることから、間接補助金の交付完了日の見直しを求める。

具体的な支障事例

本提案は、平成30年管理番号65と同一内容であり、支障事例も同様であるものの、当該提案は、「地方創生推進交付金において支障が発生している」という整理で提案されていたため、当該交付金を管轄する内閣府からの回答として、「国の補助金に係る統一的なルールに基づくものであり、当事務局のみの判断でこれを変更することはできない。」となっている。この点について、個別の補助制度についてご判断いただくものでなく、統一的なルールの変更を判断する立場である所管省庁へ、「間接補助金」全般についてご判断いただきたく提案するものである。

ただし、新たな支障事例は発生しており、あくまでも一例だが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、目的にある「地方公共団体が地域の实情に応じてきめ細やかに効果的・効率的に必要な事業を実施できるよう、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を通じた地方創生を図ること（一部抜粋）」に基づき、本市では、子育て世代の経済支援を目的に、保育園の給食費無償化事業を行い、市内民間保育園及び市外保育園に通う子どもの保護者を対象に、民間保育園が徴収しなかった又は保護者が負担した給食費に対する補助事業を検討したところ、給食は3月31日まで実施されるため、民間保育園及び保護者からは、最速でも3月31日にしか実績報告を徴収することができず、支払行為は銀行振込のため年度内中にできず、仮にこれを回避しようとするならば、2月分までの給食費を対象とするといったことが考えられたが、それでは政策目的である「住民生活の支援」の一部を欠くものとなるため、当該交付金の活用を断念して実施した。このように、コロナ対策といった、国全体で緊急かつきめ細やかに行う必要のある事業についても、当該支障によって地方単独費で行わざるを得ない又は国庫補助を活用できないがために事業実施を断念する判断がされる等の事例が解消されていない現状である。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

間接補助金の交付完了日の解釈が柔軟に変更又は定義されることにより、地方単独費では実施できない補助事業を、地方自治体において国庫補助金を活用して幅広く検討・実行できるようになる。また、国庫補助制度の活用が促進され、国の政策目的達成に一層資するものになる。

根拠法令等

実績に基いて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について(昭和30年11月17日大蔵省主計局法規課長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

秋田県、いわき市、館林市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟県、筑北村、岐南町、半田市、兵庫県、高松市、宇和島市、高知県、大分県、宮崎県、宮崎市、延岡市、鹿児島県

○地方創生交付金は複数年にわたって交付がなされるものであり、また一定の要件を満たせば人件費や事務所賃料、光熱水費等に充てることも可能であるが、年度末までに間接補助金の交付を完了しなければならず、年度末の3月分の経費に充てるのが事実上できなくなり、事業実施(目的の達成)に支障が生じている。また、地方創生推進交付金交付要綱第15条第2項において概算払いの規定(現在の運用では財務省主計局の指導があることを考慮し原則交付決定額の90%を上限)があり、仮に交付決定額の全額概算払いが可能となっても、間接補助金の交付完了日の考え方が見直されなければ、切れ目ない支援ができない。

○行政ニーズが多様化・高度化するなか、適切な行財政運営を確保するためには、国による補助事業の活用は必要不可欠である。また、コロナ禍において、切れ目ない支援を行う必要性が様々な事業において顕在化しているところ。他方、例示されている「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」においては、「新型コロナウイルス感染症への地方における様々な対応・取組を全力で支援する」とこととされているが、間接補助と捉えられるゆえに、切れ目ない支援を行うことができず、かえって制度趣旨にも沿わない(地方創生臨時交付金を活用することができない)事態が発生しているところ。今一度、間接補助の考え方や運用を見直していただくとともに、関係府省統一した見解のもと、地方に対する補助事業を実施していただきたい。

○推進交付金を活用し間接補助事業を行う場合、3月末までに補助金の交付を完了させるため、事業期間を短くせざるを得ない等の支障が生じている。

○臨時交付金の対象事業について、支払い完了を年度末までに行うことが困難なため、県内市町においても間接補助事業について臨時交付金充当事業の対象としない事例もあった。

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等について、年度末までの補助金の交付を完了させるために審査・会計処理期間等を考慮すると、年度末までの事業期間を確保できないなど、当県においても同様の支障事例が生じている。

○「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」において、地方単独事業や国庫補助事業の地方負担分に充当する間接補助金について、交付完了日を起因とする事務の混乱が生じた。特に、介護保険事業費補助金や障害者総合支援事業費補助金の地方負担分について、新型コロナウイルス感染症の発生日を起算日としてクラスター等が収束した日までの経費に対して補助を行うものであったが、感染症の発生及び収束は予測できないものであり、年度内に補助金交付事業を完了することが困難な状況になった。(更に、補助金交付完了の考え方については、各省庁で取扱いが異なる事例が見られた。)今後も新型コロナウイルス感染症対策のような切れ目ない支援を必要とする場合に、3月31日までに間接補助金の交付完了が求められることにより、補助の空白期間が発生し、本来の事業目的を遂行できない事例が生じる可能性が十分に懸念される。

○本市においても、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」に係る国の手続きルールにより、令和2年度において交付金を十分に活用できなかった事例が発生した。令和2年度地方創生臨時交付金の翌債・繰越額に係る事務手続きにおいて、令和2年度の活用額及び令和3年度への繰越額について、決算が確定していない2月中の申請が求められたため、国費返還を回避しつつ、令和2年度で最大限の活用を図るよう金額を決定することが非常に困難であった。結果として、本市では、令和2年度において約4億円程度の市負担が発生した。国庫補助を有効に活用できるよう、翌債・繰越額等の手続きを決算額がかたまる3月末とするなど、自治体側の現場事務に即した補助金交付等手続きへの見直しを求める。

各府省からの第1次回答

間接補助事業等については、あくまで補助事業者等による間接補助金等を交付する事業に対して、国が補助金等を支出する関係にあることから、間接補助事業等が完了し、かつ間接補助事業者等に対して間接補助金等が交付されなければ、補助事業等が完了したとは言えず、精算額とし、国に対して補助金等の交付を請求することができないものとしている。

仮に、間接補助金等の交付が完了していないにも関わらず、実績報告書を提出し、これに基づき補助金等を交付することとすると、補助金等の交付後に、間接補助事業等の事業内容が変わり、補助金等の減額を必要とする事態が生じたときに、実績報告書の修正が必要となり、補助金等の返還に速やかに対応できなくなるおそれ

がある。

そのため、間接補助金等の事業完了の取扱いについて見直しは困難であると考えている。

一方で、事業期間を確保するために、交付行政庁において、補助金等を速やかに交付したり、実績報告書の審査期間等を踏まえて提出期限を設定したりすることは可能と考えるため、交付行政庁とよくご相談いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

ご回答第一段落目にある「…国に対して補助金等の交付を請求することができないものとしている。」の根拠が、提案時に根拠法令等として示した「実績に基いて補助金等を交付する場合における精算額の解釈について」(以下「事務連絡」という。)であれば、多くの支障事例があることから、これを見直していただきたいとするのが本提案の主旨である。具体的には、事務連絡別紙二第二号中「…支出義務額が確定したとしても間接補助金等の交付がなければ補助事業等が完了したとはいえないので…」の点について、補助金の支払事務には口座振込等一定の期間が必要であり、3月31日まで実施が必要な事業に補助金等を充当することができなくなることから、同第一号と同様、支出義務額が確定した時点(3月31日での補助対象事業者からの実績報告提出及び同日付での地方公共団体からの額確定通知済)で補助金等の交付の対象としていただきたいとするものである。

間接補助金等の交付前であっても支出額が確定している場合には、ご回答第二段落目にある、補助金等の交付後に、間接補助事業等の事業内容が変わるような事態は生じないのではないか。「間接補助金等が交付されなければ、…国に対して補助金等の交付を請求することができない」とする合理的な理由をお示しいただきたい。

また、ご回答第三段落目についても、3月31日まで実施が必要な事業に対し、事前に3月中途までの実績報告書を提出いただき審査期間を確保するなどの工夫は行っているものの、上述のとおり、補助金の支払事務には口座振込等一定の期間が必要であり、工夫で対処できない事項であるため、ご再考願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【秋田県】

1次回答は、間接補助金等の交付が完了していないで提出した実績報告書に基づき補助金等を交付した後に間接補助金等の事業内容が変わる可能性を例に、見直しが困難としているが、完成検査等により間接補助金の支出義務が確定しさえすれば、間接補助金等の交付が完了していなくとも事業内容(=精算額)が変わることは想定されないことから、事実誤認がある。

また、本提案は、補助金等の交付時期や実績報告書の提出時期の見直しを求めているものでなく、交付行政庁の運用によって解決できるものでないことから、この点においても論点が違っている。

以上を踏まえ、再度見直しの検討をお願いする。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

間接補助方式を取る補助事業等については、補助事業等の内容は、間接補助事業者等に対し間接補助金等を交付することであるから、間接補助事業等が完了し、かつ、間接補助事業者等に対して間接補助金等が交付された時点が補助事業等の完了の時点となる。よって、間接補助金等の交付がなければ、補助事業等は完了していないため、国に対して補助金等の交付を請求することができないものとしている。

もし仮に間接補助事業等の完了をもって間接補助金等の交付がなくとも補助事業等を完了させ、補助金等の請求をなし得るとすれば、間接補助事業者等への間接補助金等の交付の事実を確認することなく補助事業等が完了したことを認めることとなり、間接補助事業者等への補助金等の交付を補助目的としている国の当初の目的が果たされたか否かを担保することができないこととなり、不適當であると考えている。

「支出義務額が確定していればその後の事業変更・額の変更等は生じ得ないのではないか」とのことであるが、前述の通り間接補助金等の交付がなされることをもって補助事業等が完了することとしており、事業が完了していない以上その後の変更が生じる可能性は否定できない。また事業終了が翌年度にわたることが当初から明らかである場合に、それを前年度予算から支出するのは、会計年度独立の原則からしても適切でない。

事業終了が翌年度にわたるような事業設計をするには、例えば翌年度にわたる国庫債務負担行為を取得する

といった予算措置が必要であると思われる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

—

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

48

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

03_医療・福祉

提案事項(事項名)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きの簡素化

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「印鑑等届出書」については、押印廃止につき、「氏名等届出書」に改められるが、改正後の様式が「償還金支払場所」、「記名者住所」、「記名者氏名」を記載するものとなる場合は、請求書との記載と重複することとなるため、請求書との一本化を求める。

また、前回受給者と同順位の別の者が請求する場合、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」が必要となるが、本戸籍は主に戦没者の死亡当時の除籍謄本であり、請求者によって変動する可能性が低いため、省略を求める。

具体的な支障事例

戦後 76 年が経過し、請求者の多くが高齢者である。請求にあたり、重複した記載内容(氏名、住所)があるため、申請者の負担となっている。また、新型コロナウイルス感染症の影響で、弔慰金請求に限らず、多くの窓口業務が簡素化し、短時間で完了されることが求められる。

戸籍の取得については、居住地に本籍がある場合は、弔慰金担当者が戸籍窓口につなぎ、補助することが可能だが、他県等の場合は郵便申請となり、申請者の大きな負担となる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請等の手続きが簡素化することにより、申請者の負担軽減及び記入誤りの減少が見込まれる。また、市町村担当者の窓口業務の短縮や記入項目の確認箇所の減少により、事務軽減が図られる。

進達や裁定の時間が短縮され、迅速な国債交付が見込まれる。

根拠法令等

戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法及び戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第五条第二項の規定により発行する国債の発行交付等に関する省令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、富山市、福井市、佐久市、西尾市、稲沢市、滋賀県、京都市、豊中市、枚方市、寝屋川市、広島市、松山市、久留米市、宮崎市

○請求者の多くが高齢者であり、ケースによっては多数の戸籍を用意する必要があるため、請求受付には相当の程度の時間を要している。昨今の新型コロナウイルス感染症の影響下では、この受付時間の長さは感染症予防上重大な懸念がある。

○請求者の高齢化に伴い、手続きや説明に時間を要している。重複部分の一本化は窓口業務の短縮につながり、請求者の負担を軽減できる。当市も戸籍の取得については、本籍が他県等の場合に郵便申請することが多く、請求者の負担となっているところがある。

○「印鑑等届出書」と「請求書」の記載内容が同一であることの確認及び異なっていた場合の対応に手間を要していることから、請求書との一本化は有益であると考え。ただし、「印鑑等届出書」改め「氏名等届出書」は、財務省で使用するものであるため、そのために、請求書を審査庁等でコピーするような事務負担が生じないことが一本化の前提である。

○書類の送付先が異なっている(裁定都道府県と償還金支払場所等)ため難しいかもしれないが、関係機関と調整のうえ統一化が可能ならば、請求者・担当者双方の負担軽減になる。

○弔慰金の請求者の多くは高齢者であり、請求書等必要書類への記載や戸籍等添付書類の準備が負担となっている。また、戸籍の取得については、居住地に本籍がある場合は、弔慰金担当者が戸籍窓口につながるなどの支援が可能であるが、他県等の場合は郵送請求となるため、大きな負担となっている。

○請求者はほぼ76歳以上の高齢者であり、請求者の負担軽減、また、手続きが困難であることで請求をあきらめる方がいないよう、手続きの簡素化が求められる。特に、戸籍関係書類の取得については、他県等に本籍がある場合は郵便申請等となり、高齢の請求者にとって多大なる負担となっている。前回請求者と同一人物が請求する場合は、戸籍抄本の提出を求めるのではなく住民票での確認とするなどの請求手続きの簡素化が必要であると考え。これらの手続きの改善については、実際多くの市民の声も寄せられている。

○国の通知では次回の特別弔慰金から印鑑等届出書が氏名等届出書に変更されるようであるが、請求者の負担軽減からは省略が望ましい。現在、印鑑等届出書が財務事務所、日本銀行代理店、償還金支払場所(郵便局)の順に送付されているため、これらの機関で不都合がなければ問題はない。

○申請手続きの簡素化については合意する。ただし、現在の業務運用における、「印鑑等届出書」・「請求書」については、紙運用自体を抜本的に見直さない限り、提案の成果は限定的なものになると思慮される。重複記載については、前回受給者限定とはなるが、受付市区町村にて、前回請求情報が印字出力されるだけでも、請求者の手間は省けるのではないか。

○請求書の記載誤りや必要書類の不足等が多発しており、そのたびに電話等で問い合わせを行っているため、事務が煩雑になっている。また、必要な戸籍の取得方法がわからない請求者への個別対応にもかなりの事務負担が発生していることから、請求手続きの簡素化が必要であると考え。

○当市においても、記入項目が少なくなると請求者から意見をもらうことがある。また、本人の手が不自由で上手に字が書けない場面も散見されたため、書類の一本化をはじめとした、手続きの簡素化は必要と考えている。しかしながら、国と郵便局の2か所に書類を提出している現状の制度では、書類を1つにしてしまうと一方は写しを取得するという状況が生まれるため、そういった課題をクリアする方法を検討する必要がある。戸籍を郵送で取得する場合に、手間がかかり請求者の負担となっていることは感じられるため、できるだけ少ない資料で手続きできるようにする必要があると考え。ただし、戸籍を確認しなければ、市の担当者が請求権の有無を判断できず、進達しても書類の補正になる可能性が高くなるため、戸籍の確認方法を、本人からの提供に頼らないようなシステムに変更するか、個人番号を利用したコンビニ等での取得方法をより簡易化するように改良すべきと考えている。

○提案内容と同様の請求があり、請求者に必要書類の提出を求めた際に、理解を得られにくいことがあったことから、見直しが必要であれば、請求者の負担軽減につながると考えられる。

各府省からの第1次回答

【財務省】

請求書には、氏名等届出書の記載事項の他に「戦没者等にかかる情報」、「請求者の生年月日」等を記載することとなっている。

提案通り、「氏名等届出書」について、請求書と一本化した場合、請求書(写し)が償還金支払場所で保管されることとなり、償還金支払場所である金融機関は、不要な個人情報を持することとなるため、当該取扱いの実現は困難。

一方、従来から厚生労働省に提案しているとおり、厚生労働省及び裁定都道府県で使用している援護システムでは、氏名等届出書の記載事項(氏名、住所、償還金支払場所、記号、額面金額等)の情報を保有していると考えられるところ、裁定都道府県において、当該システムを用いること等により氏名等届出書を作成するという取扱いに変更すれば、請求者の負担軽減、記入誤りの減少、市町村担当者の窓口業務の短縮・記入項目の確認箇所の減少が図られるものと考えている。

なお、特別弔慰金について、第11回特別弔慰金は、「印鑑等届出書」による手続きであり、「氏名等届出書」は、第11回特別弔慰金の後続銘柄から使用されることとなるため、今回の提案に厚生労働省が対応可能であれば、第11回特別弔慰金の後続銘柄から変更することになると考えている。

【厚生労働省】

請求書には、氏名等届出書の記載事項の他に「戦没者等にかかる情報」、「請求者の生年月日」等を記載することとなっている。

氏名等届出書について、請求書と一本化した場合、請求書(写し)が償還金支払場所で保管されることとなり、償還金支払場所である金融機関は、不要な個人情報を持することとなるため、当該取扱いの実現は困難。また、特別弔慰金は、戦後20周年、30周年、40周年、50周年、60周年、70周年といった特別な機会をとらえ、国として弔慰の意を表すため、一定範囲の遺族(子、兄弟姉妹等)の先順位者1名に対して支給するものであり、従来より戸籍により支給順位の確認を行っている。前回受給者とは別の同順位者からの請求の際に、「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」(以下「戸籍」という。)の省略を認めると、

① 前回受給者が提出した戸籍のみでは、戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者(同順位者)の続柄を確認できない場合がある(※)こと、

(※)請求者が、戦没者等の死亡当時、改氏婚をしており戦没者等及び前回受給者と別戸籍になっていた場合など

② また、確認できる場合でも、都道府県において前回受給者が過去に提出した戸籍の調査等を行うのに労力を要する場合がある(※)こと

(※)前回受給者が特別弔慰金を継続的に支給されていた者で、当該者が戸籍を提出したのは当初請求時(場合によっては制度創設時である昭和40年)のみである場合など

から、現在は、同順位者からの戸籍の提出を求める形としているところ。

他方で、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の平成27年の改正法案に対する附帯決議(参議院厚生労働委員会)において、「特別弔慰金の支給に当たっては、遺族の高齢化等を踏まえ、手続きの簡素化に努める」べきとされていることも踏まえ、氏名等届出書の取扱を含め、請求手続の簡素化についても戦後80周年を迎える令和7年に向け検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の目的は、請求者の高齢化に伴う請求負担の軽減である。

不要な個人情報の保持については、書類に工夫を講じて解決するよう検討いただきたい。例としては、①請求書の記入後に氏名等届出書に必要な部分のみ写しをとり、氏名等届出書を作成する。②重複する箇所について複写式の書類とする。③財務省からの第1次回答のとおり、裁定都道府県が援護システムを利用して、氏名等届出書を作成する。等の方法が考えられる。

「戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍」(以下「戸籍」という。)の省略については、ご回答のとおり、前回請求者と別戸籍となることが想定される。しかし、本市(8月2日時点)での301件の請求のうち、前回請求者と異なる者からの請求は27件で、全ての戸籍に戦没者等、前回請求者、今回請求者が同一戸籍内に記載されていた。このことから、戦没者等及び前回請求者と別戸籍になることは極めて稀だと考えられ、市町村で過去の提出戸籍で確認できない場合や、戦没者等の死亡時に別戸籍であった申告がされた場合等に限り提出を求めることとし、原則省略としていただきたい。進達後に都道府県で過去の提出戸籍で確認できない場合は、市町村から請求者へ戸籍の提出を求めることで、受給権の有無を確認できると考えられる。

また、過去の提出戸籍の調査については、電子管理等を推進し、検索の効率化を図ることで都道府県の労力を軽減することも可能と考えられる。

他都道府県の戸籍を郵便請求する手間から請求を諦める請求者がいるなかで、高齢化する請求者の労力を軽減し、より多くの戦没者等の遺族に弔慰を示すために本提案について検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【広島市】

氏名等届出書については、遺族の高齢化等を踏まえた手続きの簡素化の観点から、財務省提案のとおり、援護システムにより出力する取扱いとすることが適当と考える。

戦没者等の死亡当時における戦没者等と請求者との続柄を証する戸籍についても、厚生労働省回答の課題はあるが、一度、都道府県が戦没者等の死亡当時の戸籍を調査し、特別弔慰金受給の遺族の範囲を援護システムで管理すれば、請求者や今後請求が見込まれる遺族の負担(手続き、経費、時間)の削減となるほか、特別弔慰金の受付及び戸籍の交付を行う市町村の負担も削減されることから、改めて検討されたい。

なお、改氏婚等で戦没者等の死亡当時の戸籍で遺族と確認できない者については、確認に必要な戸籍の提出を求めると規定することで懸念は解決されるものと考えられる。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

氏名等届出書は、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が改正され次期特別弔慰金を支給する場合（令和7年（戦後80周年）を想定）に使用されるものであるが、次期特別弔慰金の請求手続については、裁定都道府県において請求書の情報から出力する方法なども視野に入れつつ、簡素化の手段を検討してまいりたい。また、特別弔慰金の受給権を確認するためには、死亡当時の戦没者等と請求者の続柄を正確に把握することが必要であるため、前回請求者の同順位者であっても、初めて申請をする場合には、戦没者等の死亡当時の戸籍を確認することが必要である。

今般、いくつかの都道府県に同順位者の戸籍省略についての質問をしたところ、過去に提出された戸籍の検索が困難で審査の負担が増す、受付時に同順位者かどうか判断できない、等の実務担当者の意見もあったところ。

また、特別弔慰金の請求手続においては、請求者居住地の市区町村（請求受付等）から居住地都道府県を経て戦没者等の本籍地のある都道府県に進達されて裁定が行われることとなる。このため、仮に裁定都道府県に戸籍提出の要否の判断を委ねると、請求者ごとに戸籍の提出要否が異なることとなり、請求受付時や進達時に請求者、市区町村及び居住地都道府県において混乱を生じる恐れがある。

このため、同順位者の戸籍の提出の省略については慎重な検討が必要と考えている。

しかしながら、特別弔慰金の請求手続全般において、更なる簡素化は重要であると考えており、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」が改正され次期特別弔慰金を支給する場合（令和7年（戦後80周年）を想定）には、地方自治体及び請求者の負担が軽減するような在り方を検討してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【財務省】

（8）戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法（昭40法100）

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続については、遺族の高齢化等を踏まえ、簡素化する方向で検討し、令和6年度中を目途に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：厚生労働省）

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

税務署からの住民税課税情報等の照会対応に係る事務負担の軽減

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

税務署からの住民税課税情報等の照会を、地方公共団体に負担をかけない方法として頂きたい。例えば、情報提供ネットワークシステムや国税連携システムなどを活用した照会など、地方公共団体が対応に時間をとられないような方法を検討いただきたい。

具体的な支障事例

現在、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話、窓口への来庁及び郵送で行われており、市町村の住民税担当窓口において、その照会回答の対応に多くの時間を費やされ、通常業務を行う時間が奪われ対応に苦慮している。具体的には、年間に100件以上の問い合わせがあり、1件に15分程度かかるとして、人口約9万人の当市において、総合計年間1,500分程度費やしている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

税務署からの照会対応に要する時間を削減することで、その時間を住民への窓口対応等にあてることができ、市民サービスの向上につながる。

根拠法令等

国税通則法第74条の12、国税徴収法第146条の2、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条7号、第19条9号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

前橋市、千葉市、船橋市、八王子市、川崎市、山梨県、長野県、御殿場市、豊橋市、半田市、知多市、名張市、京都市、岸和田市、枚方市、八尾市、山鹿市、中津市、宮崎市

○当市でも税務署からの照会が年間100件以上（電話照会含む。）あり、その対応に負担を感じている。特に、電話照会が多いが、電話では対応に時間がかかる上、伝達ミス等が発生する可能性が書面等での対応より多いという不安もある。
郵送による照会は日数がかかるため、電話照会を多用されているものと思われるが、電子的な照会手段が整備されれば時間短縮及び正確性の向上に資するものと考えられる。
○当市では、税務署からの照会が年間150件以上あり、同様に照会対応の時間が削減できれば他の業務に充てることができ、市民サービスの向上に繋がることから賛同する。
○国税局・税務署からの文書による照会はほぼ毎日のように発生しており、照会年分（年度）についても通常直

近3～6年分を照会してくる場合が多く、世帯状況や勤務先その他、課税資料の写しを求めてくることもあり、国保・介護等の照会と比べて1件あたりの対応に相応の時間と事務量を要している。情報連携システムや国税連携システムの活用等により、課題も多いとは思いますが地方公共団体側にも負担がかからないような照会方法を検討して頂きたい。

【令和2年度の国税局・税務署からの文書照会】

・国税通則法第74条の12:約260件

・国税徴収法第146条の2:約230件

合計約490件…1件あたりの照会に要する時間はおおよそ15～30分程度で、二重確認を行っているので実際には30～60分程度かかることもある。国保・介護等照会にかかる1件あたりの所要時間は概ね3分(二重確認を行っても6分)程度である。

○当市でも年間100件ほどの照会があり、照会対応に時間を要するため提案内容に賛同します。

○税務署からの課税に関する照会については、確定申告提出時に源泉徴収票の添付義務を無くした結果、所得控除内容が不明であるため、その所得控除内容に対して市町村への問い合わせが増加している。

また、所得控除内容が不明である確定申告書が課税資料で市民税を賦課する際、所得控除内容が不明であることから、控除内容を確認するために納税義務者へお知らせを発送し、所得控除内容を確認後、賦課するなど業務量が増加している。

○当市においても、紙ベースの紹介のみで100件を超える照会があり、加えて電話等での紹介もあるので調査等には相当な時間を費やしている。他市町村からの同様の調査も膨大な量となっているため、税務署の調査に係る事務負担を軽減できれば市民サービスの向上及び時間外勤務を減らすことにも繋がる。

○当市においても、税務署からの電話や文書による住民税課税情報等の照会回答に多くの時間を費やしている。

【令和2年度実績】

電話での照会:約500件(1件あたり10分程度)

郵送・窓口での照会:175件(1件あたり5分程度)

⇒年間約5,875分程度費やしている。

○当市においても、年間200件を超える照会を受けており、その対応に多くの時間を費やしている状況である。

○税務署からの電話照会と郵送照会はそれぞれ一日2～3件程度あり、負担を感じている。業務効率化のため、情報提供ネットワークシステムなどの活用を推進すべきと考えるが、現状の照会はシステム内にデータで持っていない内容であることが多いため、活用することは難しいと思われる。

○【支障事例・制度改正の必要性】

支障事例の件数統計を除き、提案市に同じ。

【求める措置の具体的内容につき付記】

システムを利用する場合、自動応答が可能である等回答する側の地方公共団体の職員の作業が必要ない作りであることを希望する。

○提案市と同様、税務署からの住民税課税情報等の照会は電話及び郵送で行われており、その照会回答に時間を費やされるため苦慮している。

具体的には、電話による問い合わせが年間に100件以上(1件に10分程度)、郵送による照会が年間約200件(1件に30分程度)あり、人口約40万人の当市において、年間7,000分程度費やしている。

各府省からの第1次回答

税務署等と地方自治体の情報の授受をオンラインで行えば、双方にとって業務の効率化が期待できる一方、相応のシステム投資を要することから、国税当局と地方税当局で調整の上、検討を進めていく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

システム投資について、既存のシステムを活用するなどの工夫を行うことで一定の投資コストの削減が可能であると思われる。また、地方が被っている対応にかかる時間や費用及び税務署での照会手続きにかかる時間や費用などと比較考量すれば、費用対効果の高いものと思われる。国全体で見た行政コストの削減や行政手続きの効率化を考慮いただき、積極的な検討をお願いしたい。また、システム投資を検討するには地方自治体や税務署の意見を聴取し、より有用な情報がやりとりできる仕組みとなる様に配慮をお願いする。さらに、国の策定する「経済財政運営と改革の基本方針2020」、「成長戦略フォローアップ」、「規制改革推進に関する第1次答申の行政手続きコストの削減の行政手続き簡素化の3原則にある行政手続きの電子化の徹底」及びデジタル庁の創設などからもわかるように国や地方の行政手続きの電子化は、国全体の喫緊の課題と捉えられ、今回の提案についてもこれらの課題解決に資するものとする。これらのことを踏まえ積極的な検討をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

御提案を踏まえ、既存のシステム(国税地方税連携システム等)を活用することも視野に入れつつ、利用者の意見も聴きながら関係省庁間で検討を進めていく。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【財務省】

(6) 国税徴収法(昭34法147)、国税通則法(昭37法66)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平25法27)

税務署から地方公共団体への住民税課税情報等の照会(国税徴収法146条の2並びに国税通則法74条の12第1項及び2項)については、令和8年度に予定している国税情報システム(国税総合管理(KSK)システムと国税電子申告・納税システム(e-Tax))及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の刷新・改修や、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化の取組を踏まえ、地方公共団体の事務負担を軽減する方策を検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省: デジタル庁及び総務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

87

提案区分

A 権限移譲

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等経営強化法における事業分野別指針の策定権限及び経営力向上計画に係る認定権限の移譲

提案団体

関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業が策定する本業の成長に関する経営力向上計画について、事業分野別指針の策定及び同計画の認定に関する権限の広域連合への移譲を求める。

具体的な支障事例

事業者が作成する経営力向上計画に係る事業分野別指針については、国が全国一律に策定しており、地域の特性を考慮するものとなっておらず、地方の人材の受け皿となる中小企業の経営力強化が効果的に図られていない。

中小企業の本業の成長は、地方の雇用や人口移動に密接に関連しており、地方が主体となって事業分野別指針を策定し、経営力向上計画の認定を行う必要があるが、東京圏に次ぐ大都市圏である関西圏では、京阪神を中心に府県域を越えて広がる生活・経済圏が形成されている。

関西の府県・指定都市で構成する当広域連合は、関西各地域の構成団体の特性を活かして関西共通の事業分野別指針を策定することが可能であり、事業分野別指針の策定権限移譲の受け皿として適切である。あわせて、経営力向上計画の認定を一体的に行うことにより、地域での一体的・総合的な事務執行が可能と考える。なお、平成29年に事業分野別指針策定は国(主務大臣)が行うものとして経営力向上計画の認定権限の都道府県知事への移譲を求める提案がなされているが、今回の提案は事業分野別指針策定権限と経営力向上計画認定権限の一体的な移譲を求めるものであること、移譲を求める先が都道府県ではなく、複数の府県・指定都市が加入し、区域に関西圏を包含する当広域連合であることから、平成29年の提案とは趣旨が異なるものである。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

広域連合に移譲する事により、全国一律の指針ではなく、地域自らが特徴を踏まえた中小企業の経営力強化に資する指針の効果的な策定等が可能となり、人材の受け皿となる地方の中小企業の体力強化が図られる。また、複数府県に跨がるものの経営革新計画の承認権限の広域連合への移譲と合わせることで、地域での一体的、総合的な事務執行が可能となり、事業者等の利便性の向上が図られる。

根拠法令等

中小企業等経営強化法第16条、第17条、第18条
経営力向上に関する命令第1条、第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

・中小企業等経営強化法に基づく経営力向上計画は、全国の中小企業等の経営力向上の支援を目的として、平成28年7月より制度を開始した。仮に事業分野別指針の策定や経営力向上計画の審査・認定に係る権限を貴連合に移譲する場合、制度の対象が貴連合に所属する2府6県4市の中小企業等に限られることから、本制度を全国で統一的に運用し、全国の中小企業等の経営の向上を図ることが困難となるおそれがある。また、事業分野別指針の策定や、当該指針を踏まえて作成される経営力向上計画の審査・認定を国で実施すべき理由については、以下のとおりである。

・事業分野別指針については、①事業環境の変化（景気回復により高付加価値な商品の需要が高まり、これまでの低コスト化から高付加価値化に商品構成や商品の内容を変化させる必要が生じた等）やその他の事情（政府としての政策的優先順位の変更等）により当該業種において取り組むべき経営力向上の内容に変化があった場合に変更するものとしていること、②関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが、法案審議の際の国会附帯決議（第190回国会閣法第46号 附帯決議）でも求められたことから、全国レベルで事業環境や政策状況の変化を把握でき、事業分野ごとの汎用的な知見を有する各事業所管大臣が策定することが適当である。

・経営力向上計画については、上述のとおり最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めることが国会附帯決議で求められており、中小企業の生産性向上に関する最新の取組事例等を、国側で一次情報として常時把握する必要があることから、国が計画を直接審査・認定することが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の主旨は、中小企業等経営強化法の現行の運用スキームを前提としつつ、中小企業等が、地域の特性にも配慮された事業分野別指針を参照しながら経営力向上計画を策定できるようにすることにより、地域の中小企業等の経営力向上につなげようとするもの。

また、制度開始5年経過後も未だに事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、関西経済の強みを伸ばしたり、弱みを補ったりできる事業分野を中心に事業分野別指針を新たに策定し、当該事業者団体、経営革新等支援機関等と協力して当該事業を営む中小企業等に経営力向上計画の策定を促すことにより、本制度を活用する中小企業等の増加を図ることができると考える。なお、事業分野別指針が策定されていない分野でも、基本方針に適合すれば、経営力向上計画の認定は可能であるが、中小企業等の経営力を向上させ更なる成長を促すという目的を達成するためには、事業分野に特化した指針に照らして適切な経営力向上計画を作成し、実行することが、より効果的であると認識している。

権限移譲後は、国会附帯決議に鑑み、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供しつづけるよう、国において現に行われている関係府省間及び各府省の本府省・地方支分部局間の連携と同様に、関西の中小企業等の生産性向上に関する最新の取組事例等の一次情報、関西地域の事業環境の変化等を速やかに把握して国と情報共有するとともに、国から他地域の一次情報、全国的な政策状況の変化等の情報提供を受けるなど、国との積極的な連携に努めていく。

経営力向上計画の審査・認定については、事務を担うために必要となる体制を確保しつつ、当広域連合が事業分野別指針の策定と一体的に運用することにより、関西地域におけるPDCAサイクルの実効性を確立できる。あわせて、上記の国との情報共有により、関西地域のためのみならず、全国の中小企業等の経営力向上への寄与に資することも可能。

以上を踏まえれば、中小企業等経営強化法に基づく事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定等に関する事務・権限を当広域連合に移譲することにより、中小企業等々の更なる経営力向上に向け、地域での一体的・総合的な対応が図られ、「中小企業等の経営強化を図り、もって国民経済の健全な発展に資する」（同法第1条）ことができるものと考えており、是非とも前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

○関西地域が首都圏に次ぐ規模の経済圏であり、関西経済の発展が地域経済に留まらず日本全体の国益に資するという観点から、いわば国家戦略特区のようなイメージで、関西地域に係る事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に関する事務・権限を関西広域連合に移譲することを検討いただきたい。

○制度の全国統一的な運用及び PDCA サイクルの確立については、事業分野別指針の策定及び経営力向上計画の認定に係る事務・権限を移譲した上で、国と事務・権限の移譲先とが密接に連携を図ることにより、担保することが可能ではないか。

○現状、国において事業分野別指針が策定されていない分野について、関西広域連合又は都道府県が当該分野に対応する指針を追加的に策定できるようにすることも検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

事業分野別指針は、計画認定を行うに当たっての基準となるものであることから、認定を受けた全国の事業者間での不公平が起きないようにする観点から、国が当該事業を取り巻く事業環境を踏まえた全国大での事業分野別指針を策定することが適当である。また、国会の附帯決議（第190回国会閣法第46号附帯決議）においては、「関係省庁が緊密に連携しながら、優良事例の適宜の見直し等を含めたPDCAサイクルを実効性ある形で確立し、最新かつ最良の情報が盛り込まれた事業分野別指針を提供し続けるよう努めること」とされているところ。

御指摘のとおり、現時点において、事業分野別指針が策定されていない事業分野も存在することから、策定の要望が強い事業分野については、当該事業を取り巻く事業環境も踏まえ、新たに事業分野別指針を策定することを検討する。

また、現在の計画認定業務の状況は、平成28年7月以降、令和3年3月末時点で120,131件を認定していることに加えて、貴連合の所管地域（8府県）においては、現時点で、毎月440件以上のペースでの新規認定業務があるほか、計画変更に係る審査業務も発生しているところ。

したがって、仮に計画認定に関する権限を移譲する場合には、標準処理期間である30日以内に処理することが必要であることに加えて、計画の審査には、業種ごとの専門的な知見が求められることから、これに対応するための十分な体制を構築していただく必要がある。

御要望を実現するためには上記の対応を踏まえた上で、法律改正まで必要となる。引き続き、これらのことを踏まえながら、検討していきたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【財務省】

（9）中小企業等経営強化法（平11法18）

事業分野別指針（16条1項）に関し、当該指針が定められていない事業分野については、複数の都道府県が加入する広域連合及び都道府県の意見を踏まえつつ、新たに事業分野別指針を定めることについて検討し、令和4年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

（関係府省：警察庁、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

100

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

国民健康保険税の賦課に必要となる租税特別措置法第 25 条適用者情報に関する税務署から市町村への情報提供

提案団体

伊勢崎市、太田市、沼田市、渋川市、藤岡市、安中市、みどり市、榛東村、甘楽町、長野原町、草津町、高山村、東吾妻町、川場村、昭和村、みなかみ町、玉村町、千代田町、邑楽町

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険税賦課に必要となるため、地方税法第 20 条の 11 に基づき、市町村が税務署に対し、関係資料の閲覧等の協力要請を行った場合に、特別措置法第 25 条適用者情報については、適用者リスト等による情報提供に協力するよう、事務連絡等によって周知を図る。

※情報提供の仕組みは必ずしも国税連携システムのデータ提供に限らずともよく、税務署で備える台帳の整備や補完資料の提供等により市町村が所得把握をしやすくすることを求めるもの。

具体的な支障事例

租税特別措置法第 25 条に基づく肉用牛の売却による農業所得の課税の特例により、所得税及び市町村民税は肉用牛の売却に伴う所得が免税となるものの、国民健康保険税に関しては当該免税措置の対象とならない。したがって、国民健康保険税の賦課に際しては、免税前の所得を把握する必要がある(市町村民税においても均等割の判定には免税前の所得が基準となる)。

国税連携システムによって、市町村は、①e-Tax により申告のあった者については確定申告書のほか、青色申告決算書(農業所得用)等の添付書類、②紙媒体により申告のあった者については確定申告書のみを確認できるが、租税特別措置法第 25 条の適用があったにもかかわらず、申告書への記載が漏れている事例(②のうち、確定申告書 B 第一表の④に「免」と記載のないもの及び第二表の特例条文等欄に「措法 25 条」と記載のないもの)が、当市ほか共同提案団体でも見受けられ、国民健康保険税の課税漏れや遡及課税が発生する要因となっている。

免税前の所得については、国民健康保険税の適正課税だけでなく、介護保険料の算定にも必要となることから、租税特別措置法適用者の確実な把握が求められる。

※当市においては、確定申告書 B 第一表農業収入・所得欄に数字があるもの(令和3年 1,568 件)を確認し、肉用牛所得がある場合は、確定申告書 B 第一表④に「免」と記載のあるもの、第二表の特例適用条文欄に「措法 25 条」と記載のあるもの、前年の確定申告において、肉用牛免税・免税外所得があったもの等について、税務署に赴き、肉用牛の売却による所得の税額計算書、収支内訳書等を謄写し把握しているが、把握に係る事務が膨大となっている(令和3年 35 件)。

(参考)当市で発生した遡及課税状況(要因:確定申告書の記載漏れ)

- ・平成 30 年度処理 2件(平成 28 年度分、平成 29 年度分)
- ・令和元年度処理 1件(平成 30 年度分)
- ・令和2年度処理 2件(平成 30 年度分、令和元年度分)

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

租税特別措置法第 25 条により免税となった肉用牛の売却所得がある者を正確に把握することができることから、課税漏れや遡及課税等を防ぐことができる等、国民健康保険税の適正な賦課を行うことができる。国税連携システムで把握ができない情報について、別途税務署に赴き閲覧等を行う事務負担が大幅に軽減される。

【求める措置の具体的内容の補足】

（国税連携システムに係るデータ連携書類の拡大（規制緩和）を求めることは、過去令和元年No.113 で既に議論済みと承知している。本件については、データでの閲覧を規制されている紙媒体での確定申告に係る添付資料に基づく情報（特措法適用者情報）について、国税連携システムによらずに情報提供を可能にする（または可能であることを明確にし、協力要請に応じることを改めて周知する）よう求める提案である。）

根拠法令等

地方税法第 20 条の 11
租税特別措置法第 25 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、海老名市、山梨県、長野県、京都市、高松市、久留米市、長崎市、山鹿市、宮崎市

○当市では、申告書に「第 25 条」や「免」の表記がなければ、25 条を適用していないものとし課税を行っている。しかし、e-Tax 以外の申告書については職員が一件一件表記がないか確認しなければならず、確実性に欠けた状況である。農政担当部局の協力のもと、牛農家の一覧と免牛所得の申告者を照らし合わせるなど、改善を検討しているが、時間がかかる作業であり、毎年の当初賦課業務のルーティンに組み込めていない。
○所得を正確に把握することで適正な国民健康保険料の賦課ができる。

各府省からの第 1 次回答

e-Tax 以外の紙媒体で提出のあった申告書について、既に地方公共団体側で当該特例の適用者を把握することができる以下の仕組みが整備されているため、対応しない。
税務署では提出のあった申告書をデータ入力する前に、肉用牛の売却に関する特例適用者については、申告書第 1 表の右下にある税務署整理欄の「H」欄に「1」又は「3」と補完記入することとしている。申告書のイメージデータは地方公共団体にデータ連携しており、申告書イメージデータの税務署整理欄「H」欄を確認することで、当該特例適用の有無を税務署に赴くことなく確認することが可能である。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答を踏まえ、申告書第 1 表右下税務署整理欄の補完記入について、当市の過去 3 年分の紙媒体で提出のあった申告書のうち、租税特別措置法第 25 条適用者の申告書について、H 欄を確認したところ、補完記入漏れが見受けられ、その中には、「○免」及び「措法第 25 条」の記入が漏れていて、かつ、H 欄が記入されていないものも見受けられた。このような状況では課税漏れや遡及課税はならず、適正な課税につながらない（補足資料参照）。

また、何より特例適用者を正確に把握するための確認作業は膨大で大変苦慮している。税務署から提供された申告書第 1 表農業収入・所得欄に数字があるものの中から「○免」及び「措法第 25 条」の記載のあるものを確認するほか、記入漏れに備えて、前年申告で免税となった者等についても「肉用牛の売却による所得の税額計算書」もしくは「収支内訳書」の確認に必ず税務署へ赴いている。そこまで努めていても「○免」及び「措法第 25 条」の記入が漏れている特例適用者を把握しきれない事を制度上の問題と認識している。

次に、第 1 次回答中「当該特例適用の有無を税務署に赴くことなく確認することが可能である。」とのことだが、現状、紙媒体で確定申告書の提出を行った者については、このデータ連携で課税に必要な情報をすべて確認することができないため、「税額計算書」等の確認に必ず税務署へ赴くこととなり、当初課税時の事務の負担となっている。

第 1 次回答において、「e-Tax 以外の紙媒体で提出のあった申告書について、既に地方公共団体側で当該特例の適用者を把握することができる（略）仕組みが整備されているため、対応しない。」とされているが、以上の状況を十分に勘案していただいた上で、地方税法第 20 条の 11（事業者等への協力要請）に基づき、市町村から

税務署に協力要請があった場合には、租税特別措置法第 25 条適用者については、関係資料の閲覧だけではなく、一覧表等による情報提供に協力するよう周知徹底することを求めるものである。
適正な国民健康保険税の課税及び市町村の事務負担軽減のため、引き続きご検討をお願いしたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

各府省からの第 2 次回答

税務署整理欄の補完記入漏れが見受けられるとの指摘を踏まえ、各国税局・税務署に対し、改めて事務処理手順の徹底を注意喚起することとした。
また、「肉用牛の売却による所得の税額計算書」や「収支内訳書」のデータ連携や、租税特別措置法第 25 条適用者の一覧表等による情報提供への協力については、令和 8 年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税の eLTAX のシステム更改に際し、国税・地方税双方の閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。

令和 3 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 3 年 12 月 21 日閣議決定）記載内容

5【財務省】

(4) 地方税法(昭 25 法 226)及び租税特別措置法(昭 32 法 26)

肉用牛の売却による農業所得の課税の特例(租税特別措置法(以下この事項において「措置法」という。)25 条)については、以下のとおりとする。

・国税電子申告・納税システム(e-Tax)以外の方法により提出された所得税申告書については、措置法 25 条適用者の場合、各税務署が当該申告書の税務署整理欄のうち「区分 H」欄に「1」(措置法 25 条適用者)又は「3」(措置法 25 条適用者の義務的修正)と補完記入を行うことについて、地方公共団体における国民健康保険料(税)に係る賦課(課税)事務等の円滑かつ適正な実施を図る観点から、「確定申告期における事務処理要領」において、当該補完記入に係る事務処理手順を徹底するよう、国税局及び税務署に周知する。

[措置済み(令和 3 年 10 月 27 日付け国税庁管理運営課長、企画課長、課税総括課長、個人課税課長、資産課税課長指示)]

・「肉用牛の売却による所得の税額計算書」及び「収支内訳書」に関する国と地方公共団体との情報連携並びに当該特例適用者の一覧表等による国から地方公共団体への情報提供については、令和 8 年度に予定されている国税に関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、国及び地方公共団体の間での閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方公共団体の意向も踏まえつつ検討し、令和 7 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

(関係府省:総務省及び厚生労働省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

112

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方税法第 354 条の2に基づく所得税又は法人税に関する書類の閲覧方法の見直し

提案団体

北広島市、恵庭市

制度の所管・関係府省

デジタル庁、総務省、財務省

求める措置の具体的内容

固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要となる所得税又は法人税に関する書類について
【第一】国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること。
【第二】市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外(※)の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること。
※当該市町村を所轄する税務署以外

具体的な支障事例

【支障事例】
地方税法第 354 条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類は、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外は、当該書類を保有する税務署へ臨場し閲覧又は記録をしなければならないため、現地までの移動に時間や費用を要する場合がある。
【制度改正の必要性】
固定資産税のうち、償却資産については、納税義務者に申告義務があることから、提出された申告書類を精査し課税額を決定する。申告内容に疑義が生じた場合、そもそも申告すべき者からの申告がない場合等には、申告の催促や各種調査等を行う。市町村が推計で課税することも可能であるが、償却資産は動産であることから、所有者の特定が難しいこと、課税額の算出は取得価額と取得年によって行うこと等から、実務上推計は困難である。当市内に納税義務者の事業所がある場合等、所得税又は法人税に関する書類を国税連携システムで確認することができるが、当市内に納税義務者の事業所がない場合及び納税義務者が個人である場合は、当該納税義務者の所轄税務署(法人の場合は本店所在地、個人の場合は住所地)へ臨場して、所得税又は法人税に関する書類の閲覧を行う必要がある。法人の本店住所地等が当市近郊であれば、当該本店所在地等の所轄税務署へ臨場することも可能だが、遠方である場合には、臨場に要する時間及び経費の関係から断念せざるを得ず(※)、円滑な地方税運営に支障が生じており、税負担の公平性が確保できない恐れがある。なお、上記支障事例は、太陽光発電設備、工事現場で使用する重機、プレハブ等の所有者に多い傾向がある。当市内に太陽光発電設備を設置した法人(当市内に事業所なし)について、他県に本店等があることは把握しているものの、臨場を断念せざるを得ず、適正な課税までに時間を要した事例がある。
※当市においては、このような事例が年間 200 件程度ある。

制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査が効率化され、地方税の税負担の公平性確保がより確実なものとなる。
市町村における固定資産税(償却資産)の適正課税及び税収確保が図られる。

根拠法令等

地方税法第 354 条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北見市、苫小牧市、美唄市、赤平市、名寄市、砂川市、石狩市、郡山市、いわき市、水戸市、高崎市、千葉市、小田原市、山梨県、長野県、豊橋市、半田市、知多市、八尾市、広島市、山鹿市、中津市、宮崎市

○当市では償却資産の年間申告件数約 8,500 件（法人約 5,200 件、個人約 3,300 件）のうち任意抽出にて法人約 50 件、個人約 10 件程を管轄の税務署にて閲覧・複写しているが、税務署への作業依頼、スケジュール調整等が負担になっており、提案の改正が図られれば、業務に係る時間の短縮、業務の効率化、適正課税につながっていくと考える。

○当市においても太陽光発電設備等について同様の支障事例がある。なお、国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類の中でも、所得税については償却資産の推計課税に必要な収支内訳書等（減価償却費の計算部分）の書類が添付されていない場合が多々あるが、所轄税務署に臨場すればその書類が添付されているケースがある。電子的な手段を用いて当該市町村を所轄する税務署以外の資料が閲覧可能となった場合、添付書類等の改善が必要と思われる。

○当市においても、提案団体と同様の支障事例があり、実際に調査をすることができなかったこともあるため、提案内容に賛成する。

○当市においても地方税法第 354 条の2により調査を行っているが、所得税又は法人税に関する書類については電子媒体での提供を断られているため、税務署にて紙台帳を閲覧し、内容を手書きで写しているため、多大な時間を費やしている。電子的手段により税務署に行くことなく閲覧可能になれば、調査に係る時間や費用の大幅な削減になり、加えて実地調査できる件数も増やせることから、より公平で適正な課税に繋がると考える。

○当市では、市外在住者等の償却資産について、通知を送る等対応し課税処理をしている。一方、国税連携システム閲覧範囲外の利用が出来れば、それを踏まえて新たな手法で償却資産の遡憑を促す効果が得られる。

○新規に事業所を設置した事業者等において、翌年の償却資産申告書の提出がない場合には未申告として申告の遡憑を随時行っているが、当該事業者の所在地が遠隔地の場合、現状では関与税理士や資産状況の調査等は断念せざるを得ない。当市においてこのような事例は年間 20 件程度であるが、課税の公平性を担保し、適正な申告の必要性について納税義務者の理解と協力を得ること、将来的に悪質な未申告者等への推計課税の導入について調査研究を行うためにも、本提案について同意するものである。

○提案団体が示す支障事例に加え、税務署で所得税又は法人税に関する書類（以下「国税資料」という。）の閲覧等を行うための日程調整等を要すること、国税資料の閲覧等が1税務署当たり1～2日程度の時間を要すること、遠方の税務署になると移動時間が往復で2時間程度要する場合があること等の理由から効率的な調査が行えていない。当市においても遠方であること等が理由で税務署での閲覧を行うことができない事例が年間 300 件程度ある。法人においては地方に支店が所在していることが多いため本店所在地を所轄する税務署へ赴くことが現実的に不可能である場合が多々ある。そのため、国税資料の閲覧方法を見直すことで、公平・適正課税に繋がると考える。さらには、国税資料の閲覧が全て電子化されることで調査の効率化に繋がる点からも必要であると考えます。

○国税連携システムでデータ連携し閲覧が可能となっている書類以外については、月に1回程度、所管の税務署へ出向き閲覧しているが、移動に時間を要し、また記録にも時間を要している。法人の本店所在地等の所轄税務署が遠方の場合は、郵送で閲覧を依頼しているところであるが、税務署によっては、回答不可の場合もある。

各府省からの第1次回答

国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところである。

また、固定資産税の償却資産に係る賦課徴収において、所得税又は法人税に関する書類を閲覧する必要がある場合には、地方税のオンライン手続のためのシステムである eLTAX を経由すれば、国税から連携された電子申告書等データを地方団体において電子的な閲覧が可能となっている。

このため、国税・地方税双方の電子申告の利用率向上を図ることが重要であり、電子申告の利用促進やシステムの利便性向上を引き続き図っていくこととしている。国税の基幹システムの刷新と地方税の eLTAX のシステム更改が令和8年度に予定されており、それを踏まえて、書面提出された書類に関するデータの連携など、閲覧

事務の更なる効率化について、検討してまいりたい。

なお、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査の電子化に関しては、調査対象法人以外の税務情報まで幅広く市町村が閲覧できる状態を防止する方策など、税務上の秘密保持を含めた検討を重ねる必要があると認識している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

令和8年度のシステム更改時に併せて、更なるデータ連携について検討いただけるとのこと、ぜひ実現いただきたい。

上記全般的なシステムの見直しにおいて、求める措置の第一である、固定資産税のうち償却資産の賦課徴収に必要な書類について「国税連携システム等の電子的手段を用いて、市町村が税務署へ臨場することなく閲覧可能にすること」についても検討いただけるものと理解しているが、本件提案の趣旨を踏まえ、確実に実現いただきたい。

求める措置の第二である、「市町村が所轄税務署に臨場すれば、所轄外の税務署が保有する国税資料についても、電子的な手段等を用いて閲覧可能にすること」は、当該市町村内に事業所等が存在せず法人住民税の申告が行われていない法人や、償却資産の申告が行われていない法人などに対する課税対象の捕捉のための調査について、現行制度では、遠方地の税務署まで直接臨場し、書類を「閲覧」又は「記録」することしかできず、「提供」を求めることはできないことから、当団体だけでも年間数百件もの調査を断念せざるを得ない状況であることや、税務署への臨場に要する旅費が1件に対し10万円を超える事例があるなど、償却資産の課税に大きな支障が生じている状況であることを踏まえ、システムの更改を待たずして、法令の解釈・運用により対応できる措置について御検討いただきたい。

固定資産税のうち償却資産の賦課徴収は、登記制度がないことから、納税義務者からの申告によるところが大きく、申告内容に疑義がある場合及び申告がない場合には、適正に申告いただいている納税義務者との不公平をなくす観点からも、市町村はできうる限りの調査を尽くす必要があると認識している。

税務行政運営上、国と市町村は相互に協力して事務の効率化を図ることが必要とされている中で、国税では、現行制度において、市町村に対して、帳簿書類その他の物件の「閲覧」又は「提供」を求めることができるとされており(国税通則法第74条の12)、市町村までの臨場を求めることなく、資料提供を実施していることなども御勘案いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

国と地方団体との申告書等の情報連携については、双方の事務を効率化する観点から、国・地方間での申告書等データの連携を推進してきたところであり、今後も引き続き双方で取組を進めていくことが重要である。求める措置の第二の提案の実現に当たっては、システム的には、令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改より前には対応が困難である。また、運用により対応できる措置については、新たな事務負担が生じる可能性があることから、課題等の整理が必要である。

令和8年度に予定されている国税の基幹システムの刷新と地方税のeLTAXのシステム更改では、国税・地方税双方の閲覧事務の更なる効率化の実現に向け、地方団体の意向も踏まえつつ、検討してまいりたい。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針(令和3年12月21日閣議決定)記載内容

5【財務省】

(3) 地方税法(昭25法226)

償却資産に対する固定資産税の賦課徴収に係る所得税又は法人税に関する書類の閲覧等(354条の2)の規定に基づく閲覧事務については、国及び地方公共団体の間での当該事務の更なる効率化の観点から、地方公共団体が電子的な手段により閲覧できる国税情報の拡充の実現に向け、令和8年度に予定されている国税に

関する基幹システムである国税総合管理(KSK)システムの刷新及び地方税のオンライン手続のためのシステム(eLTAX)の更改に合わせて、地方公共団体の意向も踏まえつつ、運用上の課題等を整理しながら検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
(関係府省:デジタル庁及び総務省)

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

135

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

公共事業等施行状況調査等の簡素化

提案団体

岡山県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

財務省、農林水産省

求める措置の具体的内容

地方農政局から毎月依頼される公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査の簡素化(調査の廃止、調査事項の削減、調査頻度の軽減等)を求める。

具体的な支障事例

毎月、地方農政局から国庫補助事業等に関して内容が重複する調査が2種類行われているため、都道府県にとって大きな事務負担となっている。

具体的には、地方農政局会計課から、毎月「公共事業等施行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計7人)が調査票の作成作業等を行っている。

また、地方農政局各事業担当課からも、毎月「事業執行状況調査」が依頼されており、調査への対応に当たっては、県担当者(計4人)が県出先機関の担当者(計22人)から事業実施地区ごとの執行状況の報告を受け、取りまとめ作業等を行っている。

上記2つの調査は重複する事項(予算額、交付決定額、契約額、支出額)も多いため、二重に調査を行う必要はないと思われる。また、特に「事業執行状況調査」においては、「公共事業等施行状況調査」よりも調査区分が細分化(事業毎)されており、調査に対応する職員の負担が大きく、毎月報告を求める必要があるか疑問である。

地方農政局からは、ダブルチェックのため類似する2つの調査を依頼していると聞いているが、法的根拠が明らかでない調査のために、都道府県に過大な事務を行わせることは不合理である。

したがって、都道府県の事務負担を軽減するよう、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要最小限とするよう簡素化を求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

調査の簡素化により、都道府県事務の負担が軽減される。

根拠法令等

毎年3月に財務省(主計局)から関係各省庁に通知される「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について」

上記調査のため、地方農政局が上乗せで行っている事業執行状況調査

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山形県、茨城県、新潟県、富山県、長野県、京都府、大阪府、島根県、長崎県、大分県、宮崎県、延岡市

○地方農政局会計課が実施している「公共事業等施行状況調査」は、国費ベースでの回答が求められている。補助率等が地区ごとに異なり、国費相当額を算出する作業をこの調査のためだけに毎月行っている状況である。

○地方農政局会計課から「公共事業等施行状況調査」、地方農政局各事業担当課から「事業執行状況調査」が毎月依頼されている。地方農政局各事業担当からの調査は担当課ごとに異なっており、統一を図っていただきたい。

○「事業執行状況調査」は、地域機関を含め多くの職員が集計作業に関わっており、かつ、調査項目も細かいことから毎月の集計作業の負担が大きい。「公共事業等施行状況調査」も複数名が集計に関わっており、特に年度当初の繁忙期においては負担が大きい。重複調査の廃止を含めた調査項目及び調査回数の精査により、大幅な負担軽減と事務の効率化が見込まれる。

○当県も同様に2種類の調査に対応している状況であり、簡素化が可能であれば事務負担の軽減につながると考える。

○当県においても重複する2種類の調査が大きな事務負担となっているため、要望する。調査はどちらかとし、農政局内で事業課と会計課の情報共有を求める。また調査頻度も毎月ではなく、四半期毎など事務負担の軽減ができないか。

○毎年4月から行われ、交付決定前のものまで対象に含まれており、事務負担が大きい。補助金適化法で定める遂行状況報告(4半期ごと)に実施されればよいと考える。

○当県においても、同様に事務負担の支障となっていることから、簡素化を求めるものである。

各府省からの第1次回答

農林水産省の事業には、TPP 対策をはじめ、農家等の経営基盤に直結する事業も多く、国民からの関心も高くなっている。

こうした中、国の施策に基づく各事業の執行状況を、事業執行状況調査により定期的に調査し、把握しておくことは、予算の早期執行や、当年度以降の予算編成に活かす観点からも重要かつ必要なものと考えている。

その上で、公共事業等施行状況調査と調査内容等が重複しているものについては、作業様式の統一化等をはかり、自治体における事務負担軽減について検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

作業様式の統一化等に当たっては、地方自治体の意向を踏まえた上で、重複する調査の一方を廃止することを含め、真に必要な調査事項に限定するなど、可能な限り項目等の簡素化を検討していただくとともに、調査頻度の低減についても検討していただきたい。

また、調査に当たっては、コスト意識をもって不断の見直しを行い、地方自治体に過大な事務負担を強いることがないように努めていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

作業様式の統一化に当たっては、十分に検証を行い、統一化を図ることとする。また、地方自治体に調査依頼する際、調査項目を限定するよう各農政局等にも周知徹底する。

さらには、事業執行状況調査については、年4回程度とするなど、作業頻度についても見直すこととする。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【農林水産省】

(25) 公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査

農林水産省が行う公共事業等施行状況調査及び事業執行状況調査については、地方公共団体の事務負担を

軽減するため、令和4年度から、両調査を一本化するとともに、調査項目を削減するなど、運用の改善を図る。

令和3年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 最終的な調整結果

管理番号

175

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

11_その他

提案事項(事項名)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附の手続きの明確化

提案団体

三宅町、浜松市

制度の所管・関係府省

内閣官房、内閣府、財務省

求める措置の具体的内容

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)における物品による寄附について、寄附価額の算定方法、及び寄附物品の取り扱い方法等手続きを明確化すること。

具体的な支障事例

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)において、事業者より金銭ではなく、物品による寄附の申し出があったが、寄附価額(物品の価額)を算定する基準等が示されていないため、寄附の額を証する書面の作成に関する対応に苦慮した。
そのため、物品の価額の算定については、県を始め、内閣府及び税務署に確認をしつつ事業者と調整をする必要があり、物品による寄附の受け入れに支障が生じている。
なお、寄附物品の受領後の取扱いについては、そもそもが不明瞭であり、かつ、寄附の方法(一般寄附と企業版ふるさと納税での寄附)によって取扱いが異なるかも不明瞭であるため、活用方法に苦慮している。(例えば、企業から地方創生応援税制での物品の寄附の申し出があった場合に、金銭を前提としている現在の地方創生応援税制の条件を満たせば、一般寄附ではなく、地方創生応援税制での寄附として受領してよいか。また、地方創生応援税制での寄附として、例えば、育児用飲食物を受領した場合において、市町村の裁量により実績報告で報告した事業(子育て施策)以外での活用(災害時での配布等)へと修正ができるのか。また、活用時期について、受領した年度内ですべてを活用しなければならないのか、または翌年度での活用もできるのかなどの取扱い方法が不明瞭であり、苦慮している。)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

自治体が物品の価額を算定するに当たっての判断基準等が示されることにより、自治体側が確認すべき事項を理解した上で、寄附価額の算定作業等を進めることができ、寄附受付業務の円滑化が期待できる。
また、事業者側が自治体に提出すべき書類等を予め準備することが期待できるため、寄附の募集及び受け入れに当たっての事業者との調整も円滑に進むことが期待できる。
さらに、自治体が活用を検討している事業において、事業者からの物品による寄附を積極的に募集することにより、地方創生のさらなる推進を行うことができる。

根拠法令等

地域再生法(平成17年法律第24号)第13条の2、地域再生法施行規則(平成17年内閣府令第53号)第14条、別記様式第3、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A(第9版)〈事業実施・実施状況報告編〉(2020年12月28日)、国税通則法(昭和37年法律第66号)第16条、法人税法(昭和40年法律第34号)第74条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

仙台市、横浜市、山梨県、長野県、名古屋市、半田市、西尾市、京都府、兵庫県、奈良県、香芝市、高松市、高知県、熊本市、大分県、宮崎市、延岡市

○昨年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、医療用資材等の物品の寄附が多数あった。今後も物品による寄附が予想され、寄附価額の算定方法や寄附物品の取り扱い方法等手続きが明確化されることで、地方創生応援税制の活用を積極的に検討することができる。企業に対し、物品の寄附を積極的に募集することで、企業版ふるさと納税を活用した寄附の増加が期待できる。

○同様のことがあった場合には、額の算定に相当苦慮するものと思われる。

○当県においても、事業者より物品による寄附の申し出があったが、寄附価額の評価方法等の手続きが明確化されていないため、都度内閣府及び税務署への確認を要し、寄附の受入に支障が生じている。

○当県においても物品による寄附の申し出が複数件検討されており、同様に寄附額の価額算定に苦慮している。については価額算定方法等に一定の指針を示していただきたい。

○地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、当市においても同様に、フードロスやSDGs、子ども・子育て支援の観点から、乳児及び妊産婦用物品の寄附の申し出があり、物品価額の算定や受領後の取り扱いの検討に苦慮したところである。（本件は結論として企業版ふるさと納税の活用はなかった。）全国的に見れば、災害用コンテナハウスや楽器（個人版ふるさと納税）による寄附が行われるなど、今後も現金以外での物品による寄附件数は増加することが予想され、自治体や内閣府においても一定の判断基準が必要となる。そのため、寄附を認める物品の種類（固定資産や一般消耗品）や、物品価額の算定方法、受領後の取り扱い方法など、一般的なガイドラインを作成し、税務署とも事前に協議・調整いただくことで、自治体や寄附企業の事務効率化を図ることはもとより、事業者からの物品寄附の積極的な募集など、地方創生のさらなる推進を行うことができる。

各府省からの第1次回答

【内閣官房・内閣府】

物品による寄附については、「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A＜事業実施・実施状況報告編＞」に記載しているように、一般に、「当該物品の価額を特定することが難しく、現金による寄附と比較して、その寄附額を確定することが困難であると考えられるため、地方創生応援税制に係る寄附については、できる限り現金で受領」することを求めている。

すべての現金以外の資産について価額の算定方法及び寄附受領後の手続きを示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体のニーズ等を調査した上で、国税及び地方税の取扱いも踏まえながら、明確化の必要性が高い現金以外の資産の範囲や寄附受領後の手続きの在り方等に関する論点整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

【財務省】

法人税法上の寄附金の額については、贈与の時における価額とされ、当該価額は、一般的には第三者間で取引されたとした場合に通常付される価額としている。

このため、個々の具体的な事実関係に応じて判断することになり、一律にその価額の算定方法をお示しすることは困難であるが、内閣府から手続の明確化について協議があれば応じてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

多種多様な物品による寄附が想定されるため、すべての資産についての価額の算定方法及び寄附受領後の手続きを全て示すことが困難であるという認識をしている。

もっとも、物品による寄附が制度上認められており、また、多くの事業者からの寄附の申し出が予定されている状況においては、できる限り手続きを明確化していただき、地方創生応援税制を利用しやすい制度にさせていただくことで、官民連携による地方創生のさらなる推進を行うことができると感じている。

そのため、地方創生応援税制における物品による寄附の手続きについては、速やかな検討と指針を定めるなどの適切な措置をお願いしたい。また、価額の算定方法については、国税庁ホームページに掲載しているタックスアンサー（よくある税の質問）等と同様に、想定される代表的な物品寄附の取扱いについて、できる限り価額の算定方法の明確化についての適切な措置をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

全ての現金以外の資産について寄附受領後の手続を示すことは困難だが、令和3年度中に、地方公共団体の意向等を踏まえた上で、寄附受領後の手続のあり方に関する考え方の整理を行う。その後、詳細な検討を行い、令和4年度中のできるだけ早い時期に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
また、法人税法上の寄附金の額については、個々の事実関係に応じて判断することから、一律にその価額の算定方法を示すことは困難であるが、地方公共団体の意向等を踏まえ、令和4年度中のできるだけ早い時期に、価額の算定の考え方を示すことを検討し、必要な措置を講ずる。

令和3年の地方からの提案等に関する対応方針（令和3年12月21日閣議決定）記載内容

5【財務省】

(7) 法人税法(昭40法34)及び地域再生法(平17法24)

地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)については、寄附物品の価額の算定の考え方及び寄附物品受領後の取扱いに関し、地方公共団体に令和4年中に文書で周知する。

(関係府省:内閣官房及び内閣府)